

WTO農業交渉をめぐる最近の動き

平成 1 9 年 7 月
農林水産省

目 次

1	WTOとは	1
2	GATT時代からドーハ・ラウンドまで	2
3	ドーハ開発アジェンダの交渉分野	3
4	WTO農業交渉の流れ	4
5	WTO農業交渉の主要国・グループ	5
6	WTO交渉の現状と構図	7
7	市場アクセス分野における議論	8
8	国内支持分野における議論	11
9	輸出競争分野における議論	14
10	農業のモダリティに関する議長テキストの内容と我が国の評価	15

1. WTOとは？

(1) 設立の背景 (GATT)

- 世界経済のブロック化が第2次世界大戦の一因との反省から、自由で円滑な貿易の発展を目指し、1948年にGATT(関税と貿易に関する一般協定)が締結された。

(2) WTOの設立及び概要

- 1995年、GATTを拡大発展させる形でWTO(世界貿易機関: World Trade Organization)が設立。
- 国際貿易に関するルールを取り扱う唯一の国際機関。

所在地 スイス・ジュネーブ

加盟国 150カ国・地域(2007年2月26日現在)

目的及び機能

貿易がルールに基づき円滑に行われるための支援
(WTO協定の運用、各国貿易政策の監視等)
農業関連では、農業協定に基づくセーフガード発動、補助金に関する協議、SPS(衛生・植物検疫措置)協定に基づく食品安全に関する協議等を実施。

政府間の貿易紛争の解決(パネルの設置)

<事例> 2003年3月、ブラジルの要請により、米国の綿花補助金の緑の政策への適合性等についてパネルを設置。2005年3月、米国の敗訴確定。

貿易交渉の開催(ドーハ開発ラウンドの支援)

意志決定 コンセンサス(全会一致方式)

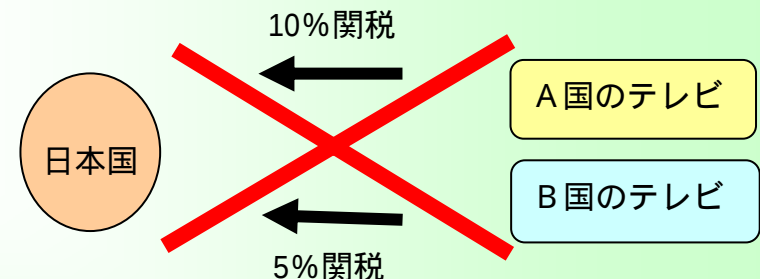
(3) 貿易自由化とは

- 関税や輸出入条件を減らしたり、なくしたりし、貿易の円滑化を促進すること。

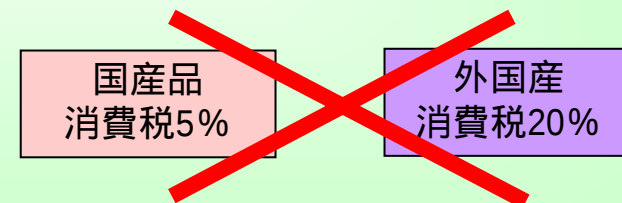
(4) WTOにおける多角的貿易体制とは

【2つの原則】

最恵国待遇：全ての加盟国に同等の貿易条件を付与



内国民待遇：輸入品を国産品と同様に扱うこと



現在の貿易交渉は、カタールの首都ドーハでラウンド立ち上げの閣僚会議が行われたため、ドーハ「開発」ラウンドと呼ばれている。

2. GATT時代からドーハ・ラウンドまで

1963 - 67年 ケネディ・ラウンド } 鉱工業品
1973 - 79年 東京・ラウンド }

農産物の関税の引下げが始めて単独の交渉テーマ。

農産物については、輸入数量制限の削減(輸入自由化・市場アクセス拡大)に輸出国側の要望が集中。

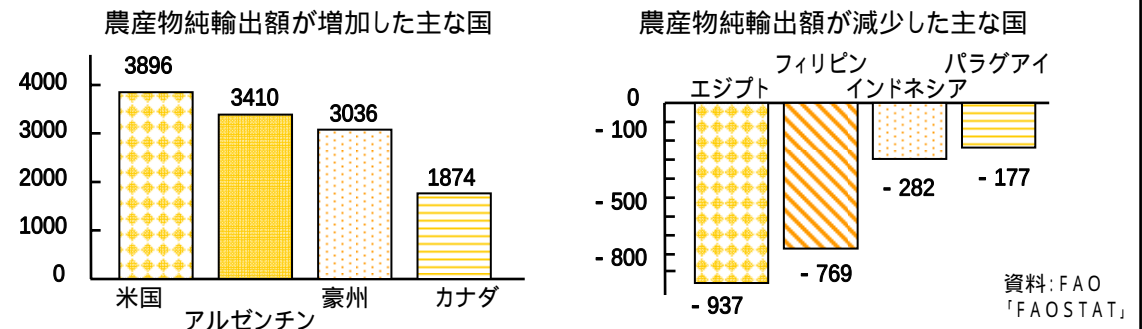
1986 - 94年 ウルグアイ・ラウンド
農業を初めて本格的に議論

国境措置(関税、輸入制限)に加え、国内支持(農業補助金等)及び輸出競争(輸出補助金)も交渉の対象。関税の引下げについては、一括引下げ方式が採用され、農産物については、IQ品目も含め関税化。

【GATT体制下における農業交渉】

- 米国、アルゼンチン、豪州など一部の農産物輸出国の農産物輸出が大幅に増加
- 一方、多くの途上国は、期待した成果を得られず

UR合意以前(1991-94年)とUR合意後(1995-98年)との比較(単位:百万ドル)



【主要な農産物輸出国の立場等】

- 更なる自由化、包括的ラウンドを支持
- 途上国市場の多角的貿易体制への取り込み

【多くの途上国の立場等】

- 不均衡な自由化への不満、多角的貿易体制への不信
- 途上国に対する優遇措置の要求
- 加盟国の大半を占めるに至った途上国の影響力拡大

【参考】先進国(2007年2月現在 10カ国・地域)

日本、アメリカ、EU(27ヶ国)、カナダ、豪州、アイスランド、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン

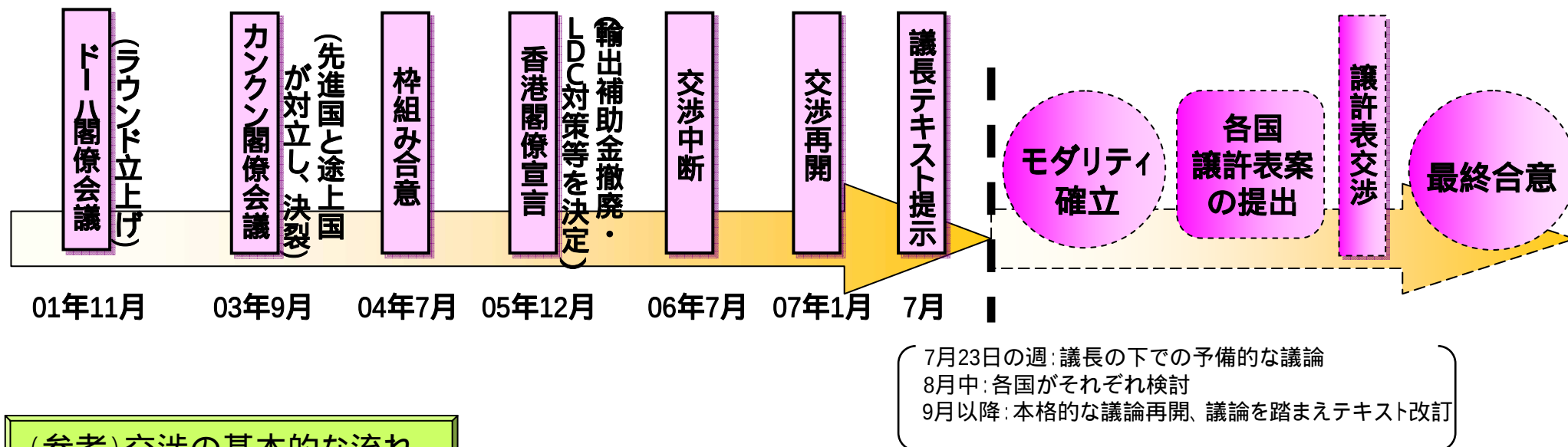
途上国も多角的貿易体制の恩恵を享受できるよう、
「開発」を主眼としたラウンドの必要性

3. ドーハ開発アジェンダの交渉分野

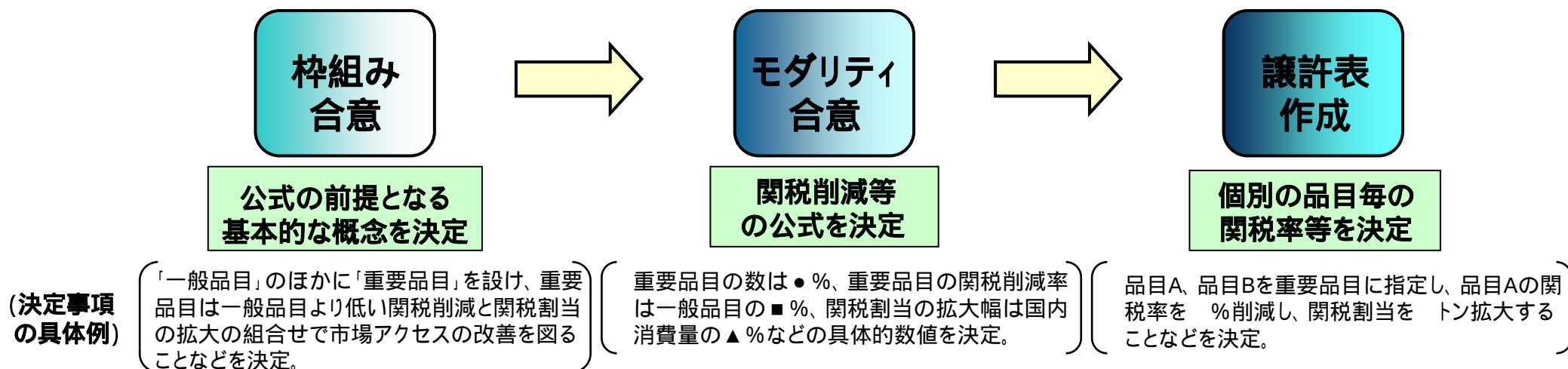
農業	(1) 市場アクセス	関税削減などによる貿易機会拡大を議論 (例) 関税引下げ、関税割当の拡大、上限関税
	(2) 国内支持	貿易を歪める国内補助金等の削減を議論 (例) 黄色の政策の削減、青の政策の規律
	(3) 輸出競争	貿易を歪める輸出補助金の撤廃等を議論 (例) 輸出補助金の撤廃、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助の規律
NAMA (非農産品市場アクセス)	農産品以外の全て(鉱工業品等)に関する関税及び非関税障壁の撤廃・削減に関する交渉。	
サービス	外資規制や人の移動、国境を越える取引などの自由化等に関する交渉。	
開発	途上国に対してWTO協定の義務の免除や、義務の履行につき経過期間を認める「特別かつ異なる待遇」(S&D)条項の見直しや、後発開発途上国に対する優遇措置、小規模経済が抱える問題への対応等についての検討等。	
ルール	アンチダンピング(AD)、補助金、地域貿易協定(RTA)に関する交渉。	
貿易円滑化	貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化の促進を目的とする交渉。	

- 1 なお、上記に加え、TRIPS(知的財産権関連のうち、地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立について)や貿易と環境についても交渉が行われている。
- 2 SPSについては、交渉分野に含まれておらず、SPS協定の実施等に関する委員会が定期的に開催されている。

4. WTO農業交渉の流れ

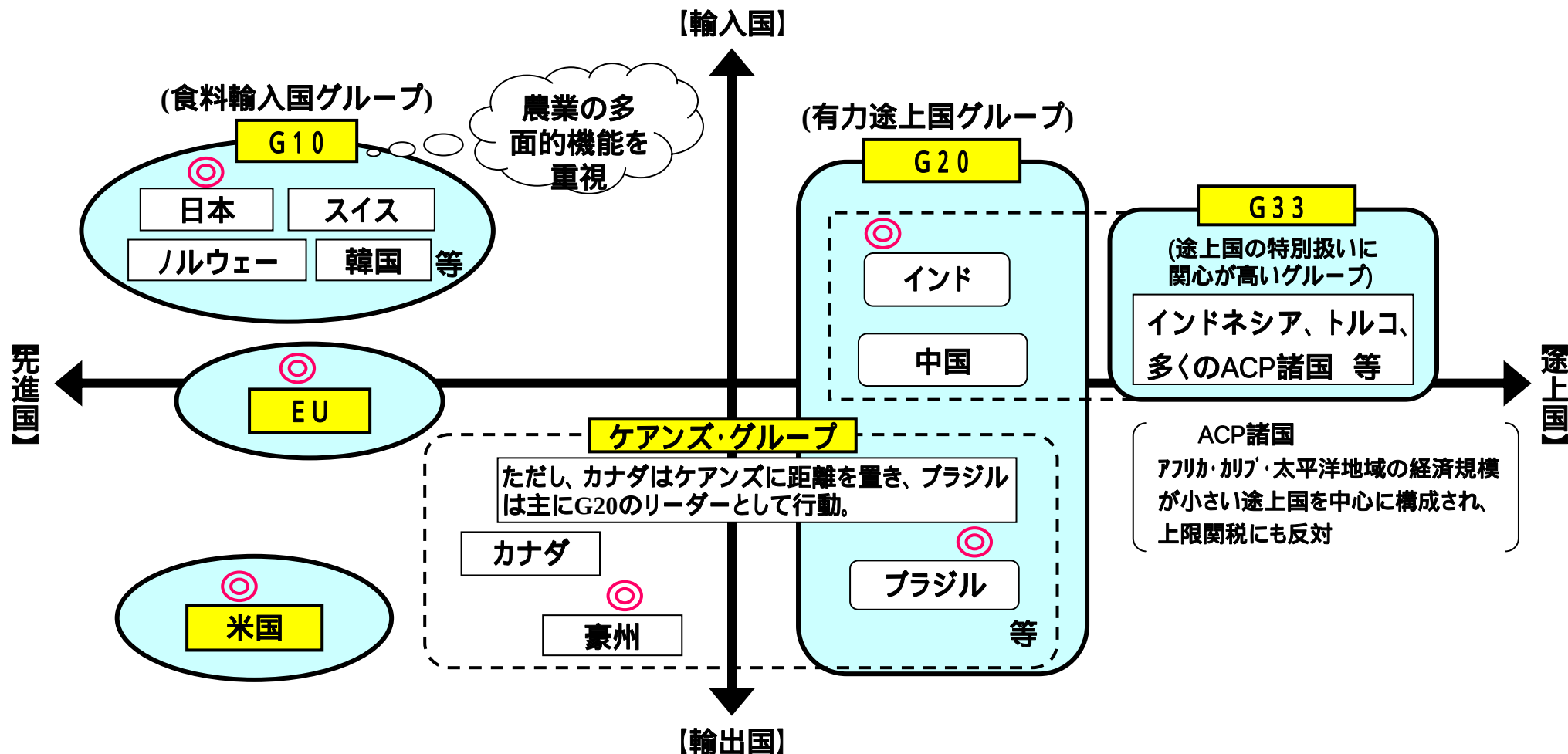


(参考) 交渉の基本的な流れ



5. WTO農業交渉の主要国・グループ

- 今回の交渉では、輸入国対輸出国、先進国対途上国といった対立軸に即して様々な交渉グループ(一程の「仲間」)が形成され、グループとしてまとまることによって交渉力を強化している。我が国は他の食料輸入国とともにG10を結成している。

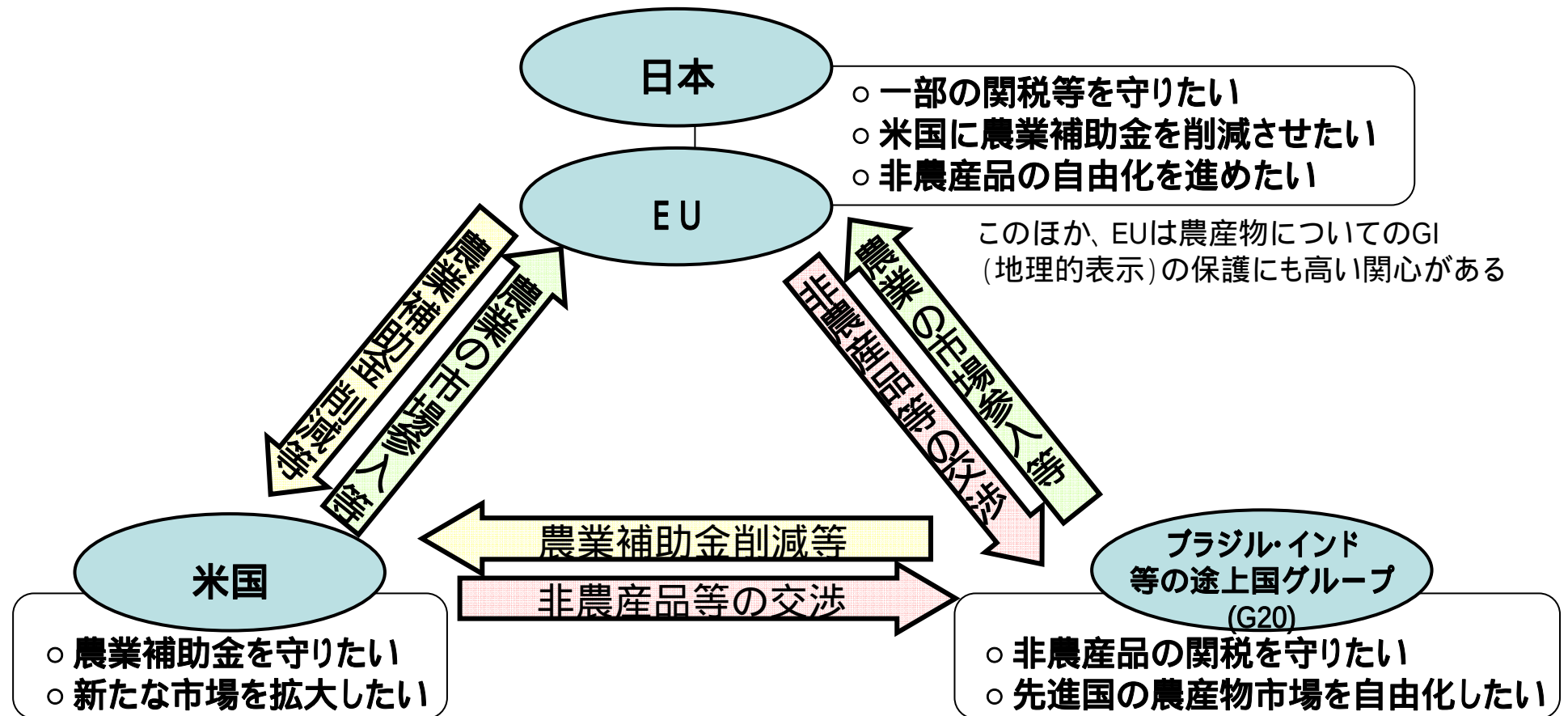


- (注1) G10構成国: 日本、スイス、ノルウェー、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス
 (注2) 印を付した米国、EU、ブラジル、インド、豪州、日本は、交渉の主要国グループであるG6のメンバー国
 (注3) 印を付した米国、EU、ブラジル、インドは、交渉を実質上リードしているG4のメンバー国

(参考)

	国 数	構 成 国
G10	9カ国	日本、ノルウェー、スイス、韓国、台湾、アイスランド、イスラエル、リヒテンシュタイン、モーリシャス
G20	21カ国 (G20閣僚会合 (2005.3.21) 参集国)	アルゼンチン、ブラジル、ボリビア、チリ、中国、インド、メキシコ、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ、キューバ、パキスタン、ベネズエラ、エジプト、ナイジェリア、インドネシア、タイ、タンザニア、ジンバブエ、グアテマラ、ウルグアイ
G90	79カ国 (G90閣僚会議 (2004.6.9) 参集国)	バルバドス、トリニダード・トバゴなどカリブ地域国、ケニア、ベナンなどアフリカ地域国、フィジー、パプアニューギニアなど太平洋地域国、 バングラディッシュなど後発開発途上国(LDC)
ケアンズ グループ	18カ国	アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、 コスタリカ、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ フィリピン、南アフリカ共和国、タイ、ウルグアイ、パキスタン
G33 (SPフレンズ)	42カ国 (G33閣僚会合 (2005.4.23) 参集国)	インドネシア、韓国、スリランカ、中国、トルコ、パキスタン、フィリピン、モンゴル、 キューバ、ジャマイカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ パナマ、バルバドス、ホンジュラス、ベネズエラ、ペルー、ウガンダ、ケニア、コートジボワール、コンゴ民 主共和国、ザンビア、ジンバブエ、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ボツワナ、モーリシャス、モザン ビーク、インド、アンティグア・バーブーダ、ベリーズ、ベナン、グレナダ、ガイアナ、マダガスカル、セント・ クリストファー・ネービス、セント・ルシア、セント・ビンセント、スリナム
ACP 〔 アフリカ・ カリブ・ 太平洋諸国 グループ 〕	55カ国	ソロモン、パプアニューギニア、フィジー、アンティグア・バーブーダ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セント・ クリストファー・ネービス、セント・ビンセント・グレナダ、セント・ルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ハイチ、 バルバドス、ベリーズ、ガイアナ、アンゴラ、ウガンダ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア、ギニア、ギ ニアベサウ、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ザンビア、シエラレオネ、ジブ チ、ジンバブエ、スワジランド、セネガル、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ナミビ ア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、 モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、ルワンダ、レソト

6. WTO交渉の現状と構図

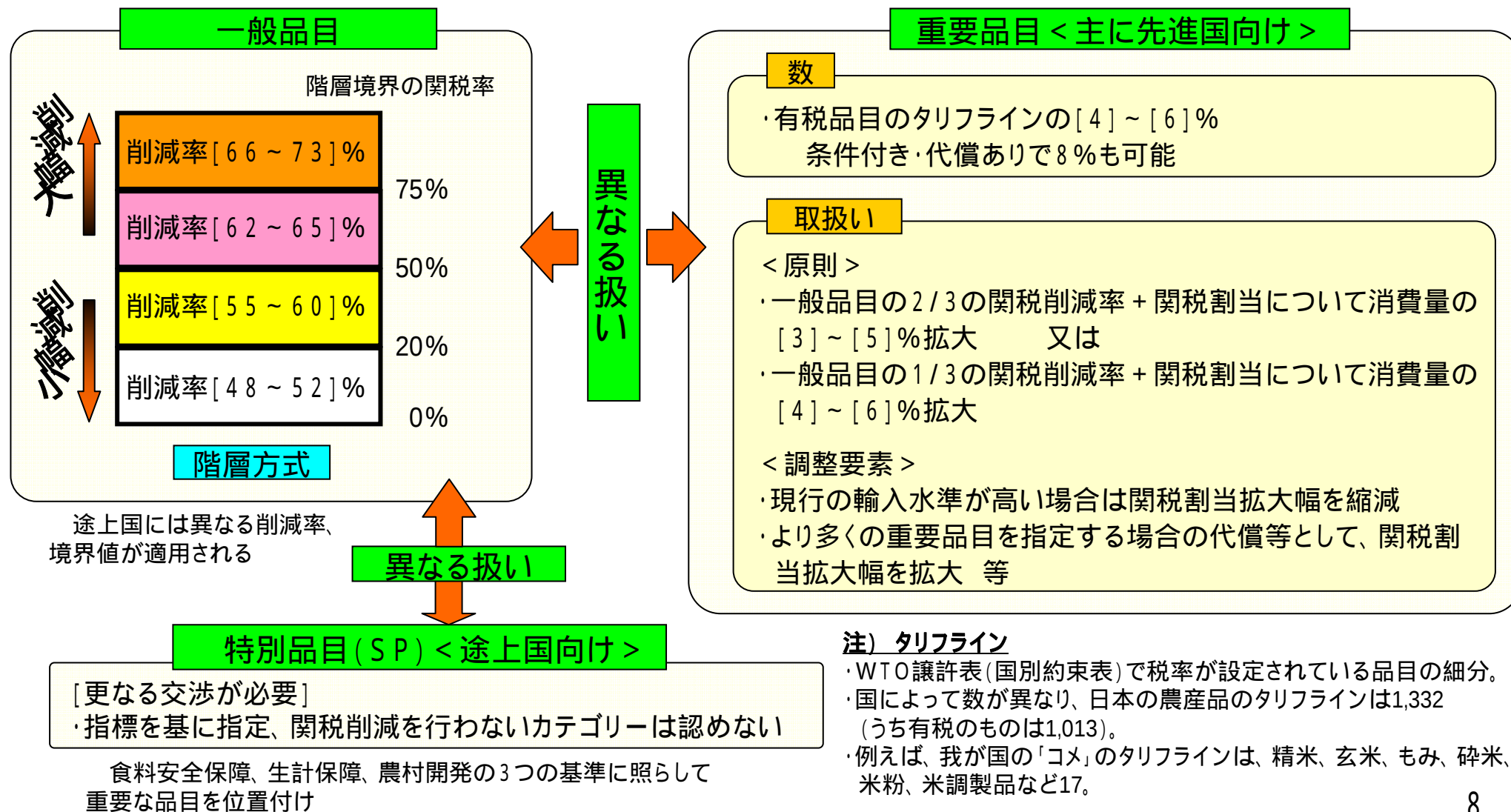


7. 市場アクセス分野における議論(議長テキストの内容:主に先進国の場合)

~~上限関税~~

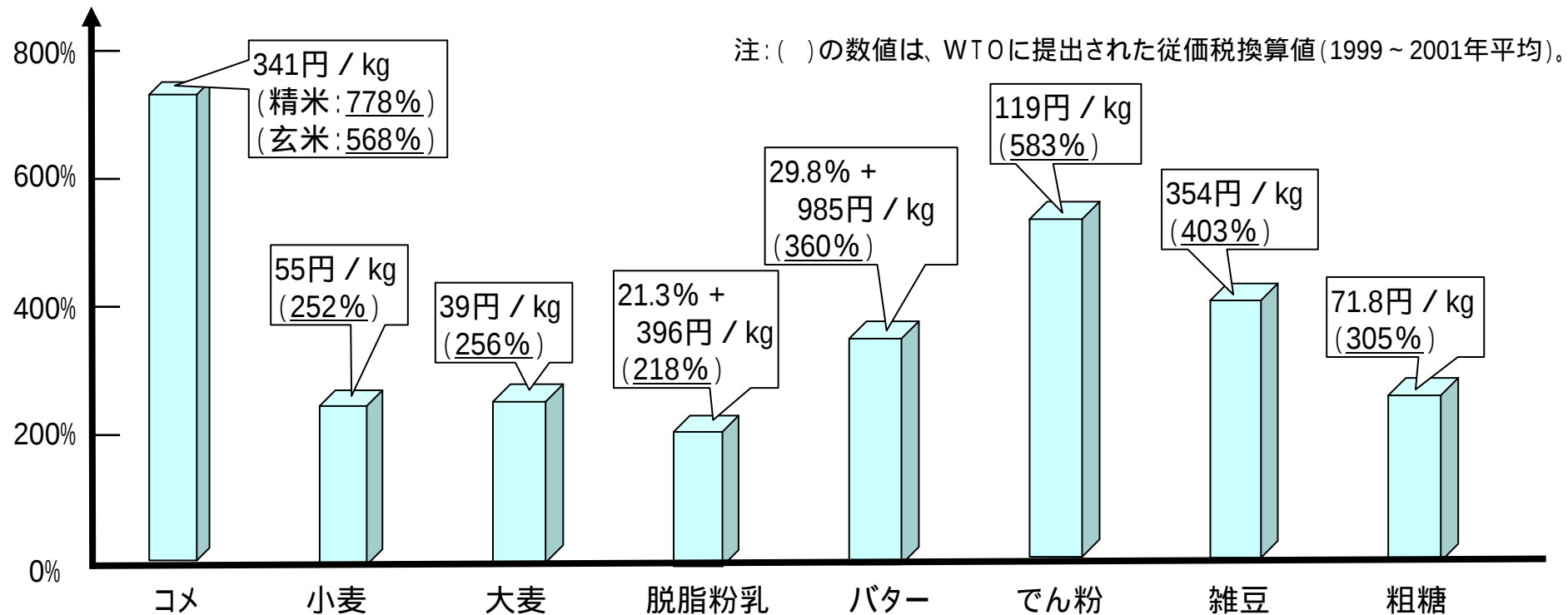
< 高関税品目への対応 >

削減後の関税率が100%超のタリフラインが一定以上残る場合は関税割当幅を追加的に拡大



高関税品目の例

- コメ、小麦、乳製品等一部の品目については、UR合意を踏まえ、内外価格差に基づいて従来の国境措置が関税化されたため、高関税となっている。
- これら高関税品目の大部分については、UR合意に基づき関税割当が導入されており、一定の数量以内の輸入品に対しては、無税又は低関税(一次税率)を適用して一定程度の輸入を行い、それ以上の輸入については、二次税率(枠外税率)を設定し、無秩序かつ大量の輸入を防止。



	コメ	小麦	大麦	乳製品	でん粉	雑豆	砂糖
関税割当量 (万トン)	76.7 (8.2%)	574.0 (92%)	136.9 (56%)	167.6 (13%)	15.7 (36%)	12.0 (57%)	[127.2] (57%)

注：()の数値は、品目毎の関税割当が国内消費量(2001-2003年平均。コメ、小麦、大麦、砂糖は食料需給表の値、
 その他は生産局試算)に占める割合。
 砂糖は関税割当品目ではないため、現行関割数量の欄には輸入数量を記載。

市場アクセスをめぐるその他の主要課題の状況

項 目	問題の所在	議長テキストの内容
タリフ・エスカレーション	途上国は、先進国の一部の関税は原材料より加工品の方が高いため、途上国の加工品生産が阻害されていると主張し、加工品の追加的削減を要求。	- 関税自由化の主要部分は階層方式で対応。 - 特に差が著しい場合に特別扱いを検討。
関税簡素化	途上国は、先進国で多く用いられている従量税(キロ当たり○円のような課税方式)などの非従価税は不透明だとして従価税に統一することを要求。	従量税などを残すかどうかのカッコ書きで、今後の議論に委ねられている。
関税割当 (1) 枠内税率 (2) 関割運用	- 米国等は枠内税率の撤廃を要求。 - ケアンズGは関税割当の消化率が低い場合に枠外税率を枠内税率まで引き下げる案を提案するなど消化率向上、運用透明化を要求。	更なる交渉が必要として、具体案は示していない。
特別セーフガード (SSG)	- 途上国は撤廃を要求。 - 米国、EUも対象品目の削減には応じる構え。	2つのオプションを提案。 (1) 実施期間初年度で対象品目を半減、最終年度で撤廃。 (2) [発動基準等を厳格化した上で、]重要品目の数分だけ維持。
熱帯産品	特惠関税の恩恵を受けられない中南米諸国が広範な品目について完全自由化を要求。	比較的限定的な品目について、先進国の最上階層の削減率と同程度以上の削減を行う等の妥協案を提示。
新規加盟国	中国、台湾などUR合意以降WTOに加盟した諸国が、実施期間の延長、関税削減の緩和等を要求。	実施期間の[2]年延長、関税削減の[5]%緩和等を提案。

8. 国内支持分野における議論(議長テキストの内容:主に先進国の場合)

注) 農業生産者のために行われる助成のこと。特定の農産品に対して行われる補助金と農業生産者一般のために行われる補助金(研究開発、基盤整備等)のほか、価格支持(価格保証)を含む

貿易歪曲的国内支持全体

URでの扱い

特段の規律はない

ドーハでの扱い

個々の区分の削減とは別に全体額を削減
(日本、米国は[66]~[73]%削減)

黄の政策(AMS)

性 格

最も貿易歪曲的な国内支持
(デミニミス、青、緑以外)

- ・市場価格支持
- ・不足払い 等

URでの扱い

各国の1986-88年の実績を20%削減

ドーハでの扱い

- ・UR以上の大幅削減
(日本、米国は[60]%削減)
- ・品目別の上限設定
(原則95-00年の平均)

デミニミス

性 格

農業生産額の5%以下の国内助成(生産全体に大きな影響は与えないという位置付け)

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

[50]~[60]%以上の削減

青の政策

性 格

- 直接支払いのうち、特定の要件を満たすもの
(「黄」と「緑」の中間段階との位置付け)
- ・UR合意では生産調整の下での直接支払い

URでの扱い

削減対象外

ドーハでの扱い

- ・全体の上限を設定
(農業総生産額の2.5%)
- ・品目別の上限を設定
(旧青:95-00年の平均
新青:青の政策全体の上限を法的に定められた品目別比率で按分(1~2割の猶予))

緑の政策

性 格

- 貿易歪曲性がないか最小限
- ・試験研究
- ・基盤整備 等
(農業協定に要件が詳細に
列挙されている)

URでの扱い

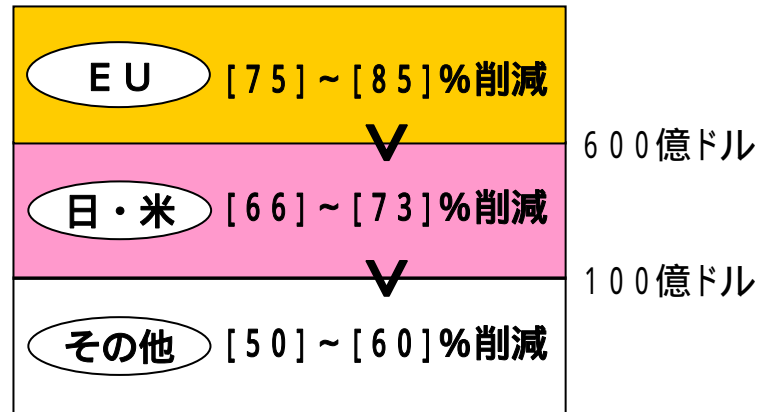
削減対象外

ドーハでの扱い

- 削減対象外
(現行の枠組を基本的に維持)

国内支持についての各論(議長テキストの内容)

(1) 貿易歪曲的国内支持全体

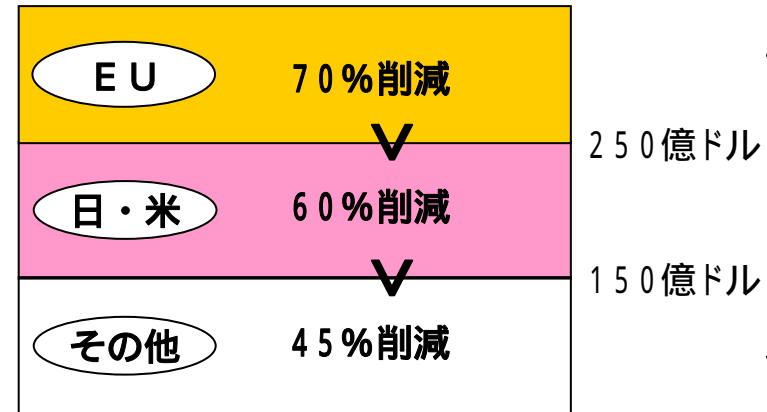


米国の場合、66%削減は164億ドルに、
73%削減は130億ドルに相当
貿易歪曲的国内支持が農業総生産額に対して相
対的に大きい中位階層の先進国は、追加的に削減

高い削減

低い削減

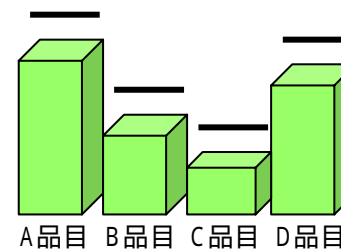
(2) 黄の政策 (AMS)



総合AMSが農業総生産額に対して相対的に
大きい先進国は、追加的に削減

高い削減

低い削減



品目別AMSの上限

・95-00年の平均
(ただし、米国には特例有り)

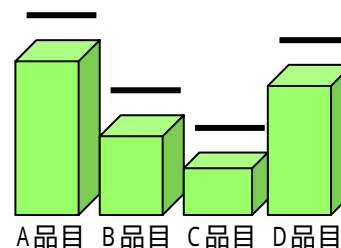
(3) デミニミス

- ・[50] ~ [60] %削減
- ・必要であれば、貿易歪曲的国内支持の全体削減率の達成に必要なだけ更に削減

(4) 青の政策

青の政策全体の上限

- ・基準期間の農業総生産額の平均の2.5%
- ・この上限は、実施期間の初めから適用

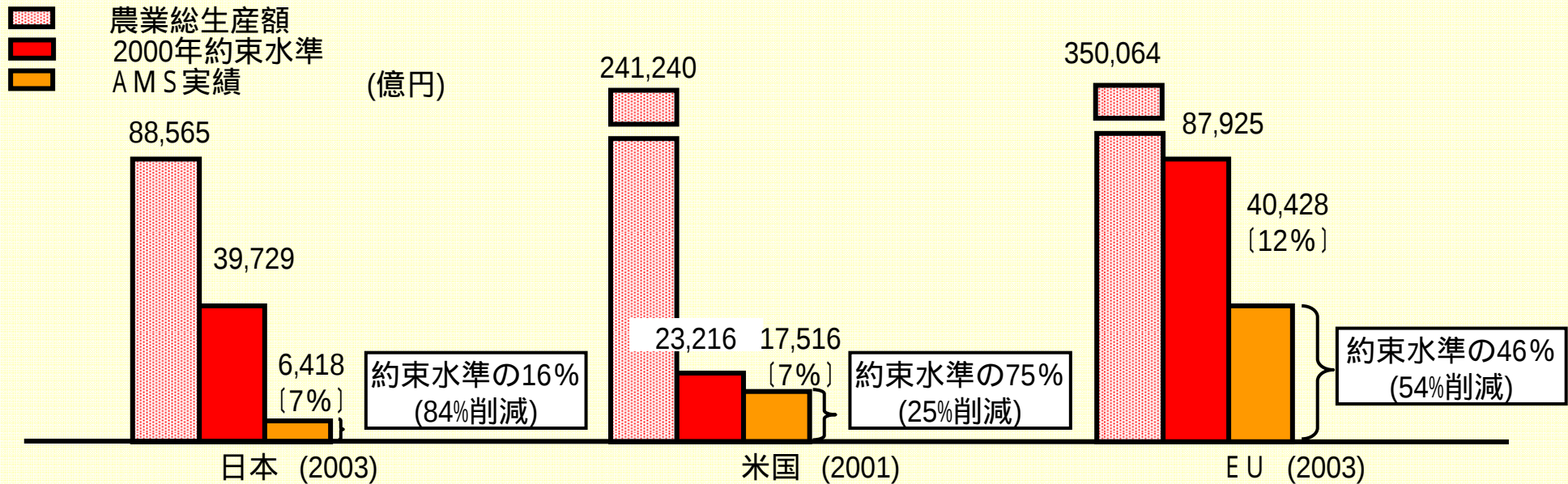


青の政策の品目別の上限

旧青: 95-00年の実績の平均
新青: 青の政策全体の上限2.5%の範囲
内で法的に定められた品目別支出
額の上限の[110][120]%

各国の国内支持の水準

- 「黄」の政策について、我が国は、農政改革により、既に、約束水準の16%まで削減。
他の政策についても利用額は米国、EUより少額。



< 日本、米国及びEUにおける国内支持の実績値 (億円) >

	日本 (2003年)	米国 (2001年)	EU (2003年)
黄の政策 (AMS)	6,418	17,516	40,428
デミニミス	350	8,559	2,558
青の政策	682	0	32,444
緑の政策	20,865	61,582	28,899
合計	28,315 [32.0%]	87,657 [36.3%]	104,329 [29.8%]

注: [] 内の数値は農業総生産額に占める割合。WTO通報に基づく。

9. 輸出競争における議論(議長テキストの内容:主に先進国の場合)

輸出補助金(9割以上をEUが使用)

- 香港閣僚宣言において、2013年までに全ての形態の輸出補助金の撤廃を決定
- モダリティ案では、細目を規定
- ・ 2010年末までに支出額を50%削減した上で、残りの輸出補助金を毎年均等に削減
- ・ 数量は、[毎年均等に削減]又は[現行の実行水準又はUR約束水準から20%削減した水準の小さい方で実施期間中維持]

パラレリズム

輸出国貿易企業(豪・加等が使用)

- 農業輸出国貿易に係る輸出補助金、政府融資、損失補填を撤廃
- 独占権を廃止するかどうかは今後の議論の焦点

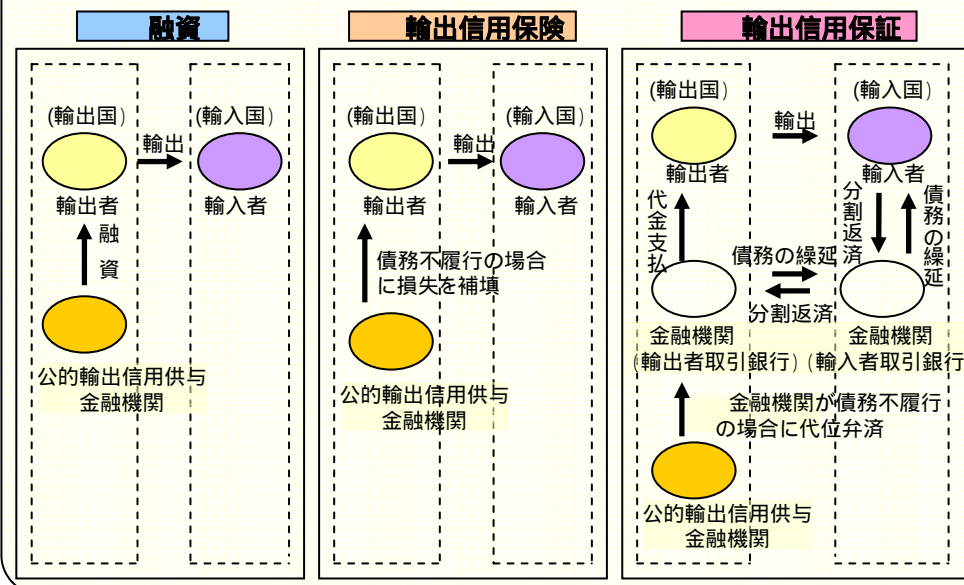
【主な輸出国貿易企業の例】

(豪州) オーストラリア小麦ボード(AWB):小麦
(加) カナダ小麦ボード(CWB):小麦
(NZ) フォンテラ:乳製品

輸出補助金と同等の効果を有する措置

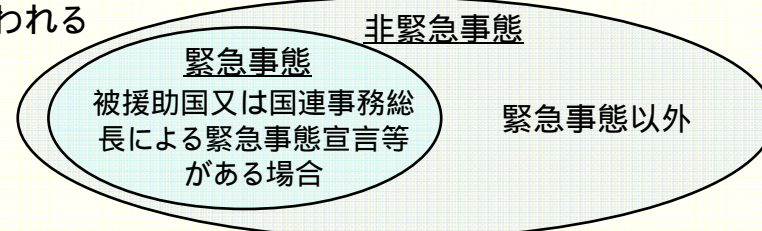
輸出信用(主に米国が利用)

- 自己資金調達を[4][5]年で実施、180日以上償還期間のものの原則禁止など厳しいルールの下に置く



食料援助(米国、EU、日本等が利用)

- 緊急事態:「セーフボックス」としてパネルの対象外
- それ以外は厳しいルールの下、問題があればパネルで争われる



10. 農業のモダリティに関する議長テキストの内容と我が国の評価

赤色部分が議長テキストにおける数値

	テキストの内容	G10 日本、スイス等	EU	G20 インド、ブラジル等	米国	テキストに対する 我が国の評価
平均削減率	特段の記載なし	31% 〔G10提案を日本に適用した場合の試算〕	39% 〔EU提案をEUに適用した場合の試算〕	54%	G20提案よりずっと高い水準	○ 最高階層の削減率は高い水準になっており、EUにとって厳しい案 ○ 我が国も一定の問題
最高階層の削減率	[66 - 73]%	45 ~ 60%	60% 66 ~ 73% 75%		85 ~ 90%	
重要品目の数	有税品目の[4]乃至[6]% 条件付き・代償ありで8%も可能	10 ~ 15%	8% (4 ~ 5%?) 有税品目の4 ~ 6%	有税品目の1%	有税品目の1%	○ 前回の議長ペーパーからは改善 ○ 条件が問題であり、かつ代償が求められている点等については、今後、要修正
重要品目の取扱い (TRQ拡大の程度)	一般品目の1/3の削減率 →消費量の[4]乃至[6]%拡大 一般品目の2/3の削減率 →消費量の[3]乃至[5]%拡大 現行の輸入水準が高い場合はTRQ拡大を縮減	[より小さい拡大を志向] ・輸入量が拡大の出発点 ・現在のTRQが大きい場合は拡大幅を圧縮		[より大きい拡大を志向] ・消費量が拡大の出発点 ・基礎的拡大、関税水準が高いものについて大きな拡大が必要		○ 現行の輸入水準に応じた調整を認めている点は評価 ○ TRQ拡大幅の縮減の程度が不十分
上限関税	明示的な記載なし 100%超の高関税品目が一定以上残る場合にはTRQ追加拡大	受入不可	上限関税の設定 (一般品目のみ) 100%100%75%			○ いわゆる上限関税の考え方が削除された点は評価 ○ 引き続き不適用を主張
米国の国内支持の全体削減	[130 - 164]億ドル	130億ドル ~ 164億ドル 150億ドル以下			227億ドル 現実の水準は190億ドル台	○ 米国がG4で示したとされる170億ドルを下回り、米国にとっては厳しい内容
SP (特別品目)	更なる交渉が必要	[G33] G33:インド、インドネシア等 数:20% 取扱い:SPの半分は関税削減なし		[米国] 数:5タリフライン 取扱い:関税削減なしは不可		○ 途上国と先進国の橋渡し役として引き続き積極的に議論に貢献
守るべき分野		上限関税、重要品目の数と取扱い	最高階層の削減率	途上国の特別かつ異なる待遇(S&D)	国内支持	

【参考】 NAMA(非農産品市場アクセス)

途上国の係数 (関税の上限に実質的に相当)	(米 EU 日) 先進国:10 途上国:15	 先進国:8 ~ 9 途上国:19 ~ 23	(伯 印) 途上国:30
--------------------------	---------------------------	---	--------------

(参考) WTO基本用語集

◎ドーハ・ラウンド

- ・ドーハ（カタールの首都）で開催された閣僚会議（平成 13 年 11 月）において、開始された今次交渉のこと。農業、非農産品（NAMA）、サービス、貿易円滑化、アンチダンピング等のルールなどを含んだ包括交渉で、貿易を通じた途上国の開発が重要課題。「ドーハ開発アジェンダ」（DDA）とも呼ばれる。

モダリティ（各国共通ルール）

- ・モダリティとは、市場アクセス、国内支持、輸出競争のそれぞれの分野について、各国共通に適用される、関税や国内支持等の削減のルールのことであり、例えば、関税率を〇年で△%引き下げるなど、具体的な削減率等の数値が盛り込まれる。
- ・香港閣僚宣言では、2006 年 4 月末までに農業と非農産品（NAMA）のモダリティを確立することが合意された。

一括受諾（シングル・アンダーテキング）

- ・農業のみならず、非農産品（NAMA）、サービス等を含め、交渉の行われている全ての分野について、最終的には一括して合意する方式のこと。
- ・今次ラウンドでは、2006 年内の全分野一括受諾による最終合意を目標として交渉している。

譲許表（国別約束表）

- ・関税削減率等が入った各国共通ルールであるモダリティーに基づいて、各国が例えばある品目は〇年内で関税を△%削減するなどの約束内容を示したいいわゆる申し出書。

グリーンルーム会合

- ・円滑な合意形成を目的に、限られた数の国の代表者が参加して行われる非公式の会合。
- ・「グリーンルーム」という名称は、ジュネーブの WTO 本部の事務局長室の壁の色に由来している。

◎市場アクセス

- ・農産物の輸入機会（農産物輸出国の立場からすると農産物の輸出のこと）。
- ・例えば、ある農産物の関税を引き下げることによって、その農産物の市場アクセス、即ち輸入機会が拡大するなど。

上限関税

- ・高い関税を一定水準の上限以下に削減するもので、主に米国等が主張。例えば、上限関税 100%の場合は、関税率が 100%を上回る関税は 100%以下に引き下げることが必要となる。

階層方式

- ・関税率の高いグループ、中位のグループ、低いグループなど、関税率をいくつかのグループに分け、高い関税のグループほど大きく削減する方式。

関税削減フォーミュラ（関税削減方式）

- ・関税率を〇年で△%引き下げるなどの関税削減方式のこと。2004 年 7 月の枠組合意では、一般品目は階層方式によって関税を削減することが合意された。

重要品目（センシティブ品目）

- ・2004 年 7 月の枠組合意で、一般品目は階層方式で関税を削減する

一方、各国にとって特別な取扱いが必要な品目は重要品目として、一般品目とは異なる方式（比較的小幅な関税削減と関税割当約束の組合せ）で、市場アクセスの改善を図ることとされた。

- ・重要品目の数や具体的な取扱いは、現在の交渉案件。
- ・重要品目以外の品目は、一般品目と呼ばれる。

TRQ（関税割当）

- ・一定の輸入数量の枠内に限り、無税または低税率（1次税率）の関税を適用して、実需者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠（低関税輸入枠）を超える輸入分については、高税率（2次税率）を適用することによって国内生産者の保護を図る仕組み。
- ・我が国では、コメ、小麦、乳製品、でん粉、雑豆などが関税割当制度を採用している。

スライド方式

- ・2004年7月の枠組合意で、重要品目は関税削減と関税割当約束の組合せで市場アクセスの改善を図ることとされたが、品目ごとの事情に応じた柔軟性を確保するため、関税削減と関税割当約束の標準的な組合せを設定し、どちらか一方をより大きくすれば、もう一方をより小さくすることができる仕組み。日本、スイス、ノルウェー、韓国などのG10が提案しているもの。

S & D（途上国に対する特別かつ異なる待遇）

- ・関税や国内支持の削減率の緩和や実施期間の延長など途上国に対する優遇措置。

SP（特別品目）

- ・2004年7月の枠組合意で、途上国は、食料援助・生計保障・農村開発のニーズに基づき、適切な数の「特別品目」を指定でき、それらの品目は、より柔軟な扱いを受けることができるとされ、

特別品目の基準や数、扱いは現在の交渉案件。

SSM（途上国向け特別セーフガード措置）

- ・セーフガードとは、輸入急増による国内産業への悪影響を防ぐためにWTO協定で認められている緊急輸入制限措置のことであり、SSMとは、2004年7月の枠組合意において盛り込まれた、農産物を対象にした途上国向けの特別セーフガード措置のこと。具体的な取扱い等については、現在の交渉案件。

タリフライン

- ・WTO譲許表（国別約束表）で税率が設定されている品目の細分。
- ・国によって本数が異なり、日本の農産品のタリフラインは1,326で、例えば、我が国の「コメ」のタリフラインは、精米、玄米、もみ、碎米、米粉、米調製品など17ある。

◎国内支持

- ・国内農業を保護、維持するために用いられている国内補助金や価格支持、研究開発、基盤整備等の農業政策全般のことで、貿易を歪める程度に応じて、「黄の政策」「デミニミス」「青の政策」及び「緑の政策」に分類されている。

黄の政策（AMS）

- ・価格支持や不足払いなどの貿易を歪める程度が大きい政策で、後述する「緑」及び「青」の政策以外の政策を言う。
- ・ウルグアイ・ラウンド（UR）では、黄の政策の総額を1995～2000年の6年間で、基準期間（1986～88年度）の20%を削減することとされた。

デミニミス

- ・貿易を歪める政策ではあるが、農業生産額に比べて金額が小さい

ため（国内農産物生産総額の 5%以内の政策）、貿易に与える影響が小さいとして、ウルグアイ・ラウンドでは削減対象外とされた政策のこと。

青の政策

- ・農家に対する直接支払いなど、それ自体は貿易を歪める政策であると考えられるが、生産制限とセットで実施される場合には、貿易に与える影響が小さいとして、ウルグアイ・ラウンドでは削減対象外とされたもの。旧青の政策と呼ぶこともある。
- ・例えば、我が国では、稲作の生産調整に伴う経営安定対策の直接支払いが該当。

新青の政策

- ・「新青の政策」とは、2004 年 7 月の枠組合意において、一定の条件で、生産制限とセットでなくても、生産を義務づけず直接支払いを新たな「青」の政策として追加されることとされたもの。新青の政策の追加規律は、現在の交渉案件。
- ・米国は、今次ラウンドで、2002 年農業法で導入した価格支持制度（価格変動対応型支払い）を新青の政策として位置付けることを目指している。

緑の政策

- ・貿易を歪める効果がないか最小限の政策で、削減対象外とされている。
- ・具体的には、研究開発、基盤整備、不測の事態に備えるための公的備蓄、生産と関連しない直接支払いなど。

◎輸出競争

- ・輸出補助金などの政策を通じ、公正な競争が妨げられている状態を改善するための交渉分野。

輸出補助金

- ・農産物を輸出する際に交付される補助金で、これにより低価格による輸出が可能となる。主に E U が使用している。
- ・2005 年 12 月の香港閣僚会議において 2013 年までに全ての形態の輸出補助金を撤廃することが合意された。

パラレリズム

- ・輸出競争分野に関して E U が主張している考え方。
- ・E U は、自らの輸出補助金を撤廃する条件として、他の輸出国が行っている輸出補助金的と同様の効果を有する全ての形態の輸出奨励措置に対して同様の規律（パラレリズム）を課すことを求めている。
- ・香港閣僚会議では、米国が多用する輸出信用や食料援助、豪州やカナダの輸出国貿易の輸出補助金的要素を特定し、輸出補助金と同時並行的に撤廃することが合意された。